



2026年2月10日

各 位

会 社 名 サ ク サ 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 CEO 齋藤 政利
(コード番号 6675 東証スタンダード)
問 合 せ 先 常務執行役員 企画統括本部長 前野 一隆
(TEL. 03-5791-5852)

株式会社ニューテック（証券コード：6734）に対する公開買付けの結果及び
子会社の異動並びに財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結に関するお知らせ

サクサ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年12月18日開催の取締役会において、
株式会社ニューテック（証券コード 6734、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2025年12月19日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2026年2月9日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2026年2月17日（本公開買付けの決済の開始日）付で、対象者は公開買付者の連結子会社となる予定ですので、併せてお知らせいたします。

加えて、公開買付者は、本日開催の取締役会において、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

サクサ株式会社

東京都港区三田一丁目4番28号 三田国際ビル

(2) 対象者の名称

株式会社ニューテック

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
--------	-------	----------	----------

普通株式	1,945,663 (株)	1,033,300 (株)	— (株)
合計	1,945,663 (株)	1,033,300 (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（1,033,300 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,033,300 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数に上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数（1,945,663 株）を記載しております。これは、対象者が 2025 年 10 月 15 日に提出した第 44 期半期報告書（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された 2025 年 8 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（2,081,000 株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（135,337 株）を控除した数（1,945,663 株）（以下「本基準株式数」といいます。）です。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（5）買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025 年 12 月 19 日（金曜日）から 2026 年 2 月 9 日（月曜日）まで（31 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（6）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 2,650 円

2. 買付け等の結果

（1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,033,300 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計（1,815,103 株）が買付予定数の下限（1,033,300 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣

府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2026 年 2 月 10 日に、東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	1,815,103 (株)	1,815,103 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	1,815,103 (株)	1,815,103 (株)
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一 個	(買付け等前における株券等所有割合— %)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一 個	(買付け等前における株券等所有割合— %)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	18,151 個	(買付け等後における株券等所有割合 93.29%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一 個	(買付け等後における株券等所有割合— %)
対象者の総株主の議決権の数	19,432 個	

(注 1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者半期報告書に記載された 2025 年 8 月 31 日現在の総株主等の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式（ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数（1,945,663 株）に係る議決権数（19,456 個）を分母として計算しております。

(注 2) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

楽天証券株式会社（復代理人） 東京都港区南青山二丁目 6 番 21 号

② 決済の開始日

2026 年 2 月 17 日(火曜日)

③ 決済の方法

(みずほ証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募した株主（以下「応募株主等」といいます。）（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(楽天証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等に電磁的方法により交付します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、復代理人から応募株主等口座（復代理人）へお支払いいたします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについては、公開買付者が 2025 年 12 月 18 日付で公表した「株式会社ニューテック（証券コード：6734）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施する予定です。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、本スクイーズアウト手続が実施された場合には、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。今後の手続につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

サクサ株式会社

(東京都港区三田一丁目 4 番 28 号 三田国際ビル)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

II. 子会社の異動について

1. 異動の理由

本公開買付けの結果、2026 年 2 月 17 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、対象者は公開買付者の連結子会社となる予定です。

2. 異動する子会社（対象者）の概要

① 名称	株式会社ニューテック	
② 所在地	東京都港区浜松町二丁目 7 番 19 号 KDX 浜松町ビル	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 早川 広幸	
④ 事業内容	サーバーに接続するストレージ(外部記憶装置)本体及び周辺機器の開発、製造、販売及びサポート	
⑤ 資本金	4 億 9,631 万円	
⑥ 設立年月日	1982 年 3 月 15 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (2025 年 8 月 31 日現在)	笠原 啓子	26.63%
	株式会社カナモト	8.48%
	光通信株式会社	7.73%
	カナモトキャピタル株式会社	4.62%
	株式会社 UH P a r t n e r s 2	4.45%
	笠原 潤平	3.59%
	笠原 慶太	3.59%
	笠原 隆也	3.59%
	金本 寛中	2.56%
	株式会社 S B I 証券	2.14%
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資本関係	公開買付者と対象者との間には資本関係はありません。	
人的関係	公開買付者と対象者との間には人的関係はありません。	
取引関係	公開買付者は、対象者からハードウェア等の仕入をおこなっています。	
関係当事者への該当状況	該当事項はございません。	
⑨ 対象者の最近 3 年間の連結経営成績及び連結財政状態		
決 算 期	2023 年 2 月期	2024 年 2 月期
連 結 純 資 産	2,289,882 千円	2,504,489 千円
連 結 総 資 産	3,987,081 千円	4,128,065 千円
	2025 年 2 月期	2,700,148 千円
	4,726,911 千円	

1 株当たり連結純資産額	1,194.68 円	1,306.65 円	1,398.02 円
連結売上高	3,657,392 千円	3,711,062 千円	4,695,130 千円
連結営業利益	448,279 千円	362,762 千円	362,850 千円
連結経常利益	452,461 千円	394,278 千円	372,074 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	319,951 千円	290,859 千円	267,078 千円
1 株当たり連結当期純利益	166.92 円	151.75 円	138.69 円
1 株当たり配当金	40.00 円	50.00 円	50.00 円

(注) 「⑦ 大株主及び持株比率 (2025 年 8 月 31 日現在)」は、対象者半期報告書に記載された「大株主の状況」を基に記載しております。

3. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	一株 (議決権の数：一 個) (議決権所有割合：— %)
(2) 取得株式数	1,815,103 株 (議決権の数：18,151 個) (議決権所有割合：93.29%)
(3) 取得価額	4,810 百万円
(4) 異動後の所有株式数	1,815,103 株 (議決権の数：18,151 個) (議決権所有割合：93.29%)

(注 1) 「議決権所有割合」は、本基準株式数 (1,945,663 株) に係る議決権の数 (19,456 個) を分母として計算しており、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注 2) 「取得価額」は、百万円未満を切り捨てております。なお、アドバイザリー費用等は含まれておりません。

4. 異動の日程（予定）

2026 年 2 月 17 日（火曜日）（本公開買付けの決済の開始日）

5. 今後の見通し

本公開買付けによる子会社の異動が公開買付者の連結業績に与える影響は現在精査中であり、今後公表すべき事象が生じた場合には、速やかに公表いたします。

III. 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結について

1. 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結を行う理由

当該借入は、公開買付者が本公開買付け及びその後の本スカイーズアウト手続等に要する資金を調達するものであります。

2. 金銭消費貸借契約の内容

(1) 金銭消費貸借契約の締結日	2026年2月10日
(2) 相手方の属性	株式会社三菱UFJ銀行
(3) 債務の元本	5,500百万円
(4) 弁済期限	2027年2月16日
(5) 担保の内容	無担保

3. 金銭消費貸借契約に付される財務上の特約の内容

①	契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各会計年度に係る連結の貸借対照表上の純資産の部の合計額を、2025年3月に終了する決算期又は当該決算期の前決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上とすること
②	契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各会計年度に係る連結の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して0円未満にしないこと
③	各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書及び連結の貸借対照表において、以下の計算式の基準値が7倍を上回らず、かつ、正の値に維持すること <計算式>基準値=総有利子負債額÷EBITDA ※総有利子負債額とは、短期借入金、1年内返済長期借入金、1年内償還社債、長期借入金、コマーシャルペーパー、リース債務、設備支払手形及び社債（新株予約権付社債を含む。）の合計をいう ※EBITDA=営業利益+減価償却費（リース減価償却費を含む。）+長期前払費用償却費+買収関連費用（営業利益から控除されており、かつ、借入人及び対象会社の事業計画に記載されている一時的な費用に限る。）-リース負債返済額

4. 今後の見通し

当該借入による公開買付者の連結業績に与える影響は軽微であると見込んでおりますが、今後、開示すべき事象が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上